

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第7回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成16年11月9日（火）午後2時00分から午後3時00分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）永井紀昭

（委員）鶴田六郎，上原敏夫，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

協議

ア 裁判官指名候補者に関する情報について

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

弁護士会への結果の通知について

今後の予定等について

5 議事

協議

ア 裁判官指名候補者に関する情報について

地域委員会からの情報提供依頼前に到着した情報の取り扱いについて

- ・ 庶務から，当地域委員会が情報提供の依頼書面を発出する前に，弁護士会， 弁護士会及び同会所属弁護士2名から，裁判官指名候補者に関する情報が送付されたことが報告された。
- ・ 協議の結果，今回は，地域委員会で相当と判断した方法・形式による情報であれば，依頼書面発出前に到着した情報についても，同依頼書面発出後に到着した情報と同様に扱うこととされた。

地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取り扱いについて

弁護士会から送付された情報について

- ・ 庶務から， 弁護士会， 弁護士会， 弁護士会， 弁護士会， 弁護

士会及び 弁護士会から取り次いだ情報が送付されたこと、また、
 弁護士会から送付された情報の一部が同会所属の弁護士個人から
 直接送付された情報と重複していることが説明された。

- ・ 協議の結果、顕名の、記述形式による情報については、昨年同様、
 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）
 に報告して判断を仰ぐこととされた。

また、 弁護士会と同会所属の弁護士個人から重複して送付され
 た情報については、弁護士個人から送付された情報のみを諮問委員会
 に報告することとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

- ・ 庶務から、 弁護士会、 弁護士会及び 弁護士会所属の各
 弁護士個人から送付された情報の中に、段階評価だけの情報と、段階
 評価による情報及び記述形式による情報の両方が送付されてきたもの
 があることが説明された。
- ・ 協議の結果、昨年同様、段階評価の情報の部分は諮問委員会に報告
 せず、記述形式による情報の部分のみを諮問委員会に報告することと
 された。

当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

- ・ 庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報及び
 今回の指名候補者以外の裁判官の情報についても送付されてきたこと
 が説明された。
- ・ 協議の結果、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報は、
 貴重な情報であることから、当地域委員会が担当する情報と同様の基
 準で諮問委員会に報告することとされた。また、今回の指名候補者以
 外の裁判官の者の情報については、地域委員会が収集すべき情報では
 ないので、諮問委員会に報告しないこととされた。

なお、今回の指名候補者以外の裁判官の情報の中に、裁判官の外部
 評価情報と兼ねて提出していると思われる情報があったため、その情
 報については、評価権者に送付して判断を仰ぐこととされた。

無記名の情報について

- ・ 庶務から、 弁護士会から送付された情報の一部について情報提
 供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。
- ・ 協議の結果、無記名の情報は、その的確性の検証が困難となること
 から諮問委員会に報告しないこととされた。

地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえて、諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、全ての情報を諮問委員会へ報告することとされた。

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

電話聴取書の取り扱いについて

弁護士任官候補者に関する情報の中に、電話により聴取した情報のみで、書面が提出されていないものがあったため、協議の結果、その電話聴取書に記載された情報は諮問委員会には報告しないこととされた。

地域委員会の方針に沿った情報の検討

協議の結果、 以外の情報のうち、「弁護士任官候補者を知らない」という情報は諮問委員会に報告しないこととし、その余の各情報については、いずれも諮問委員会に報告することとされた。

弁護士会への結果の通知について

昨年同様、段階評価の情報が提出されたことから、段階評価の情報を諮問委員会に報告しないことについて、別紙の書式により、段階評価の情報を送付してきた 弁護士会、 弁護士会、 弁護士会に送付することとされた。

今後の予定等について

諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに諮問委員会に送付することとされた。

また、東京地域委員会に今後情報が到着した場合には、東京地域委員会が確定した方法、形式に基づいて委員長及び分科会長が諮問委員会への報告の可否を判断することとし、委員には追ってその結果を報告することとされた。

今期の審議は本日をもって終了することとされ、次期は、平成17年10月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、次期開催日等については、追って庶務から連絡することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第7回）第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成16年11月8日（月）午後2時00分から午後3時10分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）阿部文洋，池田忠正，鈴木芳夫，清家 篤

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

協議

裁判官指名候補者に関する情報について

弁護士会への結果の通知について

今後の予定等について

5 議事

協議

裁判官指名候補者に関する情報について

ア 地域委員会からの情報提供依頼前に到着した情報の取り扱いについて

- ・ 庶務から，当地域委員会が情報提供の依頼書面を発出する前に， 弁護士会， 弁護士会及び同会所属弁護士4名から，裁判官指名候補者に関する情報が送付されたことが報告された。
- ・ この経緯について，弁護士委員から，「情報提供依頼について昨年と同様のスケジュールで行われるだろうということで，情報収集期間が短いことから，あらかじめ弁護士会の方で指名候補者に該当すると思われる者の情報を収集して送付したものである。」との説明があった。
- ・ 「情報提供依頼前の情報と同依頼後の情報に差異がないので，同様に取扱いよいか。」「形としては，やはり依頼後に提出すべきである。」等の意見が出たが，協議の結果，今回は，地域委員会で相当と判断した方法・形式による情報であれば，依頼書面発出前に到着した情報

についても、同依頼書面発出後に到着した情報と同様に扱うこととされた。
イ 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取り扱いについて

弁護士会から送付された情報について

- ・ 庶務から、 弁護士会、 弁護士会、 弁護士会、 弁護士会及び 弁護士会が組織として取り次いだ情報が送付されてきたこと、また、 弁護士会から送付された情報の一部に情報提供者の了承を得て同弁護士会がアンケート中の特記事項部分のみについてワープロで打ち直して作成したのがあること、 弁護士会から送付された情報の一部が同会所属の弁護士個人から直接送付された情報と重複していることが説明された。
- ・ 弁護士会が取り次いで送付してきた情報については、「地域委員会の方針に沿った形式の情報であれば報告してよいのではないか。」「組織を経由した情報について、いつまでも救済的な手段をとるわけにはいかないのではないか。」などの意見が出たが、協議の結果、顕名の、記述形式による情報については、昨年同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）に報告して判断を仰ぐこととされた。

また、 弁護士会が打ち直して作成した情報は報告せず、その基となった情報提供者本人の情報のみを報告することとし、 弁護士会と同会所属の弁護士個人から重複して送付された情報については、弁護士個人から送付された情報のみを諮問委員会に報告することとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

- ・ 庶務から、 弁護士会、 弁護士会、 弁護士会及び 弁護士会所属の各弁護士個人から送付された情報の中に、段階評価だけの情報と、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が送付されてきたものがあることが説明された。
- ・ 協議の結果、昨年同様、段階評価の情報の部分は諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを諮問委員会に報告することとされた。

当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

- ・ 庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報及び今回の指名候補者以外の裁判官の情報についても送付されてきたことが説明された。

- ・ 協議の結果，他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報は，貴重な情報であることから，当地域委員会が担当する情報と同様の基準で諮問委員会に報告することとされた。また，今回の指名候補者以外の裁判官の者の情報については，地域委員会が収集すべき情報ではないので，諮問委員会に報告しないこととされた。

ウ 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえて，諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果，指名候補者の平成４年当時の情報を送付してきたものについては，諮問委員会に報告しないこととし，その余の情報は全て諮問委員会へ報告することとされた。

なお，諮問番号 〇の裁判官について，「規則第１３条第２項により，重点審議者とすべきである旨の意見を付して諮問委員会に情報を送付してはどうか。」との意見が出されたが，意見を付すまでの必要はないこととされた。

弁護士会への結果の通知について

昨年同様，段階評価の情報が提出されたことから，段階評価の情報を諮問委員会に報告しないことについて，別紙の書式により，段階評価の情報を送付してきた 〇 弁護士会， 〇 弁護士会， 〇 弁護士会に送付することとされた。

今後の予定等について

諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに諮問委員会に送付することとされた。

また，東京地域委員会に今後情報が到着した場合には，東京地域委員会が確定した方法，形式に基づいて委員長及び分科会長が諮問委員会への報告の可否を判断することとし，委員には追ってその結果を報告することとされた。

今期の審議は本日をもって終了することとされ，次期は，平成１７年１０月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり，次期開催日等については，追って庶務から連絡することとされた。

以 上

(別紙)

平成16年 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永井紀昭

裁判官指名候補者に係る情報について(通知)

標記については、貴弁護士会所属の会員から、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式による情報が寄せられました。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、前回同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう、御配慮ください。